

兵庫県立粒子線医療センターのあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立粒子線医療センターのあり方を検討するため、兵庫県立粒子線医療センターのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を病院事業管理者に報告する。

- (1) 県立粒子線医療センターの現状及び課題
- (2) 粒子線医療の状況と最新の動向
- (3) 県立粒子線医療センターのあり方
- (4) その他、県立粒子線医療センターのあり方に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる5人以内の委員で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳することができる。
- 5 前項の規定により、会議においてその意見を開陳する場合には、当該委員の出席があったものとみなす。
- 6 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員（兵庫県職員である委員を除く。この条及び次条において同じ。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 前条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

3 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

4 第5条第6項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、病院局企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、病院事業管理者が招集する。

「兵庫県立粒子線医療センターのあり方検討委員会」委員名簿

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
学識経験	元 国立研究開発法人 QST 病院長	辻井 博彦
	神戸大学医学部附属病院 副病院長 同・放射線腫瘍科 教授	佐々木 良平
経営	富山大学附属病院地域医療総合支援 学講座客員准教授 兵庫県地域医療構想アドバイザー	小林 大介
患者代表	ひょうごがん患者連絡会 会長	古川 宗
病院関係	県立粒子線医療センター院長	沖本 智昭

兵庫県立粒子線医療センターのあり方検討委員会の謝金について

兵庫県立粒子線医療センターのあり方検討委員会の謝金の額については次のとおりとする。

委員の区分	謝金の額	
委員長	日額	15,500円
委員	日額	12,500円